

「指定計画相談支援・障害児相談支援」重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

相談支援センターまごのて西陣

当事業所は障害者総合支援法にもとづく特定相談支援事業所の指定を受けています。(京都市指定 第2630281406号)

当事業所は児童福祉法にもとづく障害児相談支援事業所の指定を受けています。(京都市指定 第2670200209号)

京都市上京区中立売通大宮西入新白水丸町446番地

TEL 075-280-0555

FAX 075-431-1580

指定計画相談支援・障害児相談支援 重要事項説明書
 <令和6年7月1日現在>

1. 事業者

名称	セルフサポート株式会社
所在地	京都市上京区中立売通大宮西入新白水丸町446番地
電話番号	075-431-1575
代表者氏名	代表取締役 峯 康典
設立年月	平成23年9月7日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所 令和2年7月1日指定 第2630281406号 指定障害児相談支援事業所 令和2年7月1日指定 第2670200209号
事業の目的・運営方針	<p>1. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者または障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>2. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>3. 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。</p> <p>4. 関係法令等を遵守します。</p>
事業所の名称	相談支援センターまごのて西陣
事業所の所在地	京都市上京区中立売通大宮西入新白水丸町446番地
電話番号	075-280-0555
FAX番号	075-431-1580
管理者氏名	(職名)管理者 山田 融(兼任)
開設年月	令和2年7月1日
事業所が行なっている他の業務	

3. 事業実施地域

京都市内全域(旧京北町地域を除く)

4. 営業日等

営業日	営業時間
平日(月曜～金曜)	9:00～18:00
営業しない日	土曜日・日曜日・祝祭日・12月31日～1月3日

5. 職員の体制

職種	人数	勤務形態	資格
管理者	1人	常勤・兼務	
相談支援専門員	2人	常勤・兼務(1人) 常勤・専従(1人)	介護福祉士 介護福祉士

6. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	従業者の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	【基本相談支援】 障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成】 障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画または障害児支援利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成を行います。 【継続サービス利用支援】 支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画または障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、見直し(モニタリング)を行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画または障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整または新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

7. 主たる対象者

- ・身体障害者(肢体不自由・視覚・聴覚言語・内部障害)
- ・知的障害者
- ・精神障害者
- ・障害児(身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童)

8. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

	<p>利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者または障害児の保護者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。</p>
	<p>利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。</p>
	<p>把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画または障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者または障害児の保護者に交付します。</p>
	<p>支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画または障害児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。</p>
	<p>担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画または障害児支援利用計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者または障害児の保護者の同意を得た上で、サービス等利用計画または障害児支援利用計画を完成し、利用者及び障害児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。</p>
<p>(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画のモニタリングを実施します。</p>	
<p>計画の実施状況の把握及び計画の変更等</p>	<p>利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画または障害児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者または障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>
<p>入所施設等への紹介または地域生活への移行に係る情報提供</p>	<p>利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合または利用者が指定障害者支援施設、指定障害児入所施設若しくは精神科病院への入所または入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所または退院しようとする利用者またはその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。</p>

9. 利用料金

① サービス利用料金

相談支援利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から相談支援給付費額を受領する場合(法定代理受領)は、ご利用者の自己負担はありません。

事業者が相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をお支払いいただ

きます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの区市町村に申請すると相談支援給付費が支給されます。）
【特定相談支援】（地域区分：5級地 1単位：10.6円）

基本部分		単価	ご利用者負担額
サービス利用支援費	機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)／月	2014	2,135円
	機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)／月	1914	2,029円
	機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)／月	1822	1,932円
	機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)／月	1672	1,773円
	サービス利用支援費(Ⅰ)／月	1572	1,667円
	サービス利用支援費(Ⅱ)／月	732	776円
継続サービス利用支援費	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)／月	1761	1,867円
	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)／月	1661	1,761円
	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)／月	1558	1,652円
	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)／月	1408	1,493円
	継続サービス利用支援費(Ⅰ)／月	1308	1,387円
	継続サービス利用支援費(Ⅱ)／月	606	643円

加算	単位	ご利用者負担額
利用者負担額上限管理加算(月1回限度)／回	150	159円
初回加算／月	300	318円
主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)／月	300	318円
主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)／月	100	106円
入院時情報連携加算(Ⅰ)／月	300	318円
入院時情報連携加算(Ⅱ)／月	150	159円
退院退所加算(3回を限度)	300	318円
居宅介護支援事業所等連携加算 訪問、会議参加(それぞれ月1回限度)／月	300	318円
居宅介護支援事業所等連携加算 情報提供(月1回限度)／月	150	159円
医療・保育・教育機関等連携加算 面談(月1回限度)計画作成月／月	200	212円
医療・保育・教育機関等連携加算 面談(月1回限度)モニタリング月／月	300	318円

医療・保育・教育機関等連携加算 通院同行(月1回限度)／回	300	318円
医療・保育・教育機関等連携加算 情報提供(月3回限度)／回	150	159円
集中支援加算 訪問、会議開催、会議参加(月1回限度)／月	300	318円
集中支援加算 通院同行(月1回限度)／回	300	318円
集中支援加算 情報提供(月3回限度)／回	150	159円
サービス担当者会議実施加算／月	100	106円
サービス提供時モニタリング加算／月	100	106円
行動障害支援体制加算(Ⅰ)／月	60	64円
行動障害支援体制加算(Ⅱ)／月	30	32円
要医療児者支援体制加算(Ⅰ)／月	60	64円
要医療児者支援体制加算(Ⅱ)／月	30	32円
精神障害者支援体制加算(Ⅰ)／月	60	64円
精神障害者支援体制加算(Ⅱ)／月	30	32円
高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)／月	60	64円
高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ)／月	30	32円

【障害児相談支援】(地域区分:5級地 1単位:10.6円)

基本部分		単価	ご利用者負担額
障害児 支援 利用 援助 費	機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)／月	2201	2,333円
	機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)／月	2101	2,227円
	機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)／月	2016	2,137円
	機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)／月	1866	1,978円
	障害児支援利用援助費(Ⅰ)／月	1766	1,872円
	障害児支援利用援助費(Ⅱ)／月	815	864円
継続 障害 児 支援	機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)／月	1896	2,010円
	機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)／月	1796	1,904円
	機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)／月	1699	1,801円
	機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)／月	1548	1,641円

利用 援助 費	継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)／月	1448	1,535円
	継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)／月	662	702円

加算	単位	ご利用者負担額
利用者負担額上限管理加算(月1回限度)／回	150	159円
初回加算／月	300	318円
主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)／月	300	318円
主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)／月	100	106円
入院時情報連携加算(Ⅰ)／月	300	318円
入院時情報連携加算(Ⅱ)／月	150	159円
退院退所加算(3回を限度)	300	318円
居宅介護支援事業所等連携加算 訪問、会議参加(それぞれ月1回限度)／月	300	318円
居宅介護支援事業所等連携加算 情報提供(月1回限度)／月	150	159円
医療・保育・教育機関等連携加算 面談(月1回限度)計画作成月／月	200	212円
医療・保育・教育機関等連携加算 面談(月1回限度)モニタリング月／月	300	318円
医療・保育・教育機関等連携加算 通院同行(月1回限度)／回	300	318円
医療・保育・教育機関等連携加算 情報提供(月3回限度)／回	150	159円
集中支援加算 訪問、会議開催、会議参加(月1回限度)／月	300	318円
集中支援加算 通院同行(月1回限度)／回	300	318円
集中支援加算 情報提供(月3回限度)／回	150	159円
サービス担当者会議実施加算／月	100	106円
サービス提供時モニタリング加算／月	100	106円
行動障害支援体制加算(Ⅰ)／月	60	64円

行動障害支援体制加算(Ⅱ)／月	30	32円
要医療児者支援体制加算(Ⅰ)／月	60	64円
要医療児者支援体制加算(Ⅱ)／月	30	32円
精神障害者支援体制加算(Ⅰ)／月	60	64円
精神障害者支援体制加算(Ⅱ)／月	30	32円
高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)／月	60	64円
高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ)／月	30	32円
ピアサポート体制加算／月	100	106円
地域生活支援拠点等相談強化加算／回(月4回限度)	700	742円
地域体制強化共同支援加算／回(月1回限度)	2000	2,120円

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

なお、自動車等の交通用具を使用した場合は、次の交通費をいただきます。

事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロ未満	250円
事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロ以上	500円

③利用料金のお支払い方法

前記②の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|--|
| ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
イ. 直接のお支払い
ウ. 下記指定口座への振り込み
京都中央信用金庫 西陣支店
普通預金 口座番号0907413
口座名義 セルフサポート株式会社 代表取締役 峯 康典 |
|--|

10. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

11. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- ①虐待の防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】管理者 山田 融
- ②成年後見制度の利用支援
- ③苦情解決体制の整備
- ④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

12. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)保存期間は、指定障害児相談支援サービスを提供した日から5年間です。

本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- ・福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ・障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
- ・アセスメントの記録
- ・サービス担当者会議等の記録
- ・モニタリング結果の記録
- ・関係機関からの情報提供に関する記録
- ・契約書
- ・重要事項説明書
- ・利用者負担に関する関係書類
- ・利用者に関する区市町村への通知に係る記録
- ・利用者からの苦情内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

閲覧・複写の受付日および時間	平日9:00～18:00
----------------	--------------

13. 損害賠償保険への加入

本事業者は、損害賠償保険に加入しています。

14. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情相談受付窓口(担当者) 相談支援専門員 山田 融
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00
- <苦情解決責任者 管理者 山田 融>

(2) 行政機関その他苦情受付機関

北区	区役所障害保健福祉課 TEL 432-1285	北区紫野東御所田町33-1
上京区	区役所障害保健福祉課 TEL 441-5121	上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地
左京区	区役所障害保健福祉課 TEL 702-1131	左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2
中京区	区役所障害保健福祉課 TEL 812-2594	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521
東山区	区役所障害保健福祉課 TEL 561-9130	東山区清水五丁目130番地の6
山科区	区役所障害保健福祉課 TEL 592-3479	山科区榊辻池尻町14-2
下京区	区役所障害保健福祉課 TEL 371-7217	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地8
南区	区役所障害保健福祉課 TEL 681-3282	南区西九条南田町1-3
右京区	区役所障害保健福祉課 TEL 861-1451	右京区太秦下刑部町12番地
西京区	区役所障害保健福祉課 TEL 381-7666	西京区上桂森下町25-1

西京区洛西支所 障害保健福祉課 西京区大原野東境谷町二丁目1-2
TEL 332-9275
伏見区 区役所障害保健福祉課 伏見区鷹匠町39番地の2
TEL 611-2392
伏見区深草支所 障害保健福祉課 伏見区深草向畑町93番地1
TEL 642-3574
伏見区醍醐支所 障害保健福祉課 伏見区醍醐大構町28番地
TEL 571-6372
京都府福祉サービス運営適正化委員会 中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375ハー
トピア京都5階 京都府社会福祉協議会内
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部児童福祉センター 発達相談所発達相談課
TEL 801-2929
第二児童福祉センター 伏見区深草加賀屋敷町24番地の26
TEL 612-2727

15. 第三者による評価の実施状況(有・無)

- ①実施した年月日 令和 5年11月14日
- ②実施した評価機関の名称 一般社団法人京都社会福祉士会
- ③当該結果の開示状況(有 無)

令和 年 月 日

指定計画相談支援または指定障害児相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

事業者

(所在地) 京都市上京区中立売通大宮西入新白水丸町446番地
(名称) セルフサポート株式会社
(代表者) 代表取締役 峯 康典

説明者

(事業所) 相談支援センターまごのて西陣
(職氏名)

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定計画相談支援または指定障害児相談支援の提供にあたり、重要な事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者

(氏名)

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者

(住所)

(氏名)

(続柄)

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、指定障害児相談支援の提供にあたり、障害児通所支援等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。

認定調査票、主治医意見書、障害程度区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）

その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

相談支援センターまごのて西陣 管理者 あて

<住 所>

<氏 名>